

令和3年6月8日
原子力規制委員会

【概要書】

令和2年度原子力規制委員会年次報告

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和2年度原子力規制委員会年次報告について

令和3年6月
原子力規制庁

1. 原子力規制委員会年次報告

○原子力規制委員会の所掌事務の処理状況については、原子力規制委員会設置法第24条において、国会へ毎年報告しなければならない旨が規定されている。

2. 年次報告の目次

- 第1章 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
 - 第2章 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
 - 第3章 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
 - 第4章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
 - 第5章 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施
- 資料編

【参考】原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）

第24条

原子力規制委員会は、毎年、内閣総理大臣を經由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

令和2年度の主な取組

(1) 規制の厳正かつ適切な実施（主な許認可等）と規制制度の継続的改善（主な規則改正等）

核燃料施設等については、日本原燃再処理施設、MOX 燃料加工施設及び廃棄物管理施設並びにリサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センターの新規制基準適合に係る事業変更を許可し、日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）高温工学試験研究炉（HTTR）の新規制基準適合に係る設置変更を許可した。また、特定重大事故等対処施設については、関西電力美浜発電所3号炉の設置変更を許可した。廃止措置計画については、四国電力伊方発電所2号炉並びに日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（加工事業）、大洗研究所材料試験炉（JMTR）及び原子力科学研究所軽水臨界実験装置（TCA）に対して認可を行った。

規制基準の継続的改善については、震源を特定せず策定する地震動に関する基準の改正についての検討や、人的組織的要因に係る評価ガイドの策定、総合規制評価サービス（IRRS）フォローアップミッションで指摘された事項及び国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則（2018年版）取り入れのための規則改正、中深度処分に係る規制基準の整備に向けた要求事項の取りまとめ等、各種の基準制度の改正、整備を着実に進めている。

(2) 新たな検査制度の本格運用

新たな検査制度である原子力規制検査については、令和元年度までに実施した試運用等を踏まえ令和2年4月より本運用を開始し、新型コロナウイルス感染症の影響により年度当初の検査計画を変更するなど柔軟に運用して実施した。

令和3年1月27日に東京電力からの報告を受けて発覚した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護設備の機能の一部喪失事案については、核物質防護機能又は性能への影響が大きい水準で、核物質防護上重大な事態になり得たものと評価し、東京電力に対し、令和2年9月20日に発生した柏崎刈羽原子力発電所のIDカード不正使用事案を含めた改善措置活動の計画を令和3年9月までに報告するよう求めるとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、東京電力に対し是正措置等の命令を発出することとし、改善の効果が認められるまでは、柏崎刈羽原子力発電所における特定核燃料物質の移動を禁ずる方針としている。（なお、その後、令和3年4月14日に是正措置等の命令を発出。）

また、継続的に制度を改善していくため、外部有識者や原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を開催し、制度改善の仕組み、核燃料施設等における重要度評価手法などについて意見交換した。

原子力規制検査の施行に合わせ、品質管理体制の強化についても、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則等が施行され、これに伴う保安規定の変更認可の審査・処分等を行い、新制度への移行を進めている。

(3) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故分析

原子力規制委員会は、認可した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の遵守状況について、保安検査、使用前検査、溶接検査、施設定期検査及び核物質防護検査並びに現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動等により、東京電力の取組を監視している。

また、原子力規制委員会に置かれた東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会において、現地調査の結果や東京電力福島第一原子力発電所事故時の記録等を用いた調査・分析を行ってきており、その検討結果を基に、令和3年3月に「東京電力福島第一原子力発電所事故 調査・分析に係る中間取りまとめ」を公表した。

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する対応

原子力規制庁新型コロナウイルス感染症対策本部会議を33回開催し、緊急事態宣言発出等の状況を踏まえて原子力規制委員会定例会の一般傍聴の受付中止や出勤者数の制限等の感染防止対策を実施するとともに、業務継続との両立を図った。

原子炉等規制法に基づく審査については、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ審査業務への影響が可能な限り小さくなるよう対応した。原子力規制検査については、原子力規制事務所が中心に行う日常検査は概ね当初の計画どおり実施し、本庁から派遣する検査官が中心に実施するチーム検査は、年度当初の緊急事態宣言を受けて出張を控えた影響により、検査計画の変更を行い実施した。

また、原子炉等規制法に基づき原子力事業者が行う保安活動について、原子力施設への安全上の影響を考慮した上で弾力的な運用を行い、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく届出及び検査等についても、その期限、時期又は頻度等に関し合理的な範囲で弾力的な運用を行った。